資料２－１

# 年金記録問題への対応状況について

Ⅰ. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況

Ⅱ. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

Ⅲ. 約２万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組結果について

Ⅳ. 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録（約６．９万件）の抽出に用いた３条件のうち２条件のみ又は１条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について

Ⅴ. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況について

平成２２年７月２７日

日本年金機構

# Ⅰ．年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況

# 工程表早期対応項目の状況

| 事項 | | 工程表の目途 | 残件数（6月末） | | 月間必要処理件数（6月末残÷目標まで月数） | 処理実績 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特別便 | 21年3月まで受付 | 22年7月（共済照会分除く ※1） | 地方 | 33,516 ※2 | (33,516) | 16,778 | 21,697 | 34,136 | 26,352 | 28,139 | 36,015 | A･･･32県<br>B･･･8県<br>C･･･7県 |
| | | | 本部 | 20,764 | (20,764) | 26,810 | 81,518 | 58,013 | 42,796 | 22,510 | 42,290 | |
| | 21年4月～22年3月まで受付 | 22年9月(処理困難分を除く) | 地方 | 118,490 | (39,497) | 42,893 | 59,409 | 69,780 | 37,362 | 27,661 | 32,677 | A･･･26県<br>B･･･3県<br>C･･･17県<br>残なし･･･1県 |
| | | 22年7月(処理困難分を除く) | 本部 | 32,625 | (32,625) | 11,685 | 40,510 | 34,489 | 29,860 | 19,355 | 14,623 | |
| フォローアップ | | 22年7月（22年3月までの情報提供分 ※3） | | 19,972 ※4 | (19,972) | 8,039 | 7,438 | 10,612 | 8,064 | 17,419 | 16,399 | A･･･27県<br>B･･･2県<br>C･･･3県<br>残なし･･･15県 |
| グレー便 | | 22年7月 | | 1,276 | (1,276) | 886 | 1,260 | 2,133 | 1,158 | 8,277 | 934 | A･･･13県<br>B･･･0県<br>C･･･2県<br>残なし･･･32県 |
| 黄色便 | 22年3月まで受付 | 22年12月（処理困難分を除く） | 地方 | 95,853 | (15,976) | 9,799 | 22,706 | 25,636 | 20,199 | 14,806 | 14,307 | A･･･30県<br>B･･･4県<br>C･･･13県 |
| | | | 本部 | 99,767 | (16,628) | 3 | 100,107 | 130,991 | 38,137 | 31,472 | 9,998 | |
| 定期便 | 22年3月まで受付 | 22年12月（処理困難分を除く） | 地方 | 333,955 | (55,659) | 29,638 | 42,601 | 59,255 | 39,694 | 32,967 | 31,725 | A･･･19県<br>B･･･3県<br>C･･･25県 |
| | | | 本部 | 213,144 | (35,524) | 1,964 | 88,267 | 139,489 | 8,367 | 8,664 | 108,312 | |
| 受給者便 | 22年3月まで受付 | 22年12月（処理困難分を除く） | | 125,724 | (20,954) | 165 | 7,013 | 19,902 | 16,700 | 19,504 | 16,735 | A･･･27県<br>B･･･2県<br>C･･･18県 |
| 国年特殊台帳 | 2次審査 | 22年6月 | | 0 | (0) | 1,190 | 25 | 5 | 78,784 | 59,894 | 0 | 残なし･･･47県 |
| | 2次審査後の本人照会および記録補正 | 22年9月 | | 12,593 | (4,198) | 3,021 | 3,104 | 4,212 | 3,728 | 19,461 | 3,679 | A･･･14県<br>B･･･1県<br>C･･･4県<br>残なし･･･28県 |

※１　共済組合等と調整を要するものについては、工程表上、７月末目途処理目標の対象外となっているが、６月以降７月末までに共済組合等から回答があったものについては、９月末を目途として処理したいと考えている。
※２　６月末の残件数約５．６万件から、６月末時点での共済照会分約２．３万件（精査中）を控除したもの
※３　市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、７月末目途処理目標の対象外となっているが、４月以降７月末までに情報提供があったものについては、９月末を目途として処理したいと考えている。
※４　３月末までの情報提供分の６月末残件数

(注)評価は、６月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」
６月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」
６月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」
ただし、６月末残件数が１００件未満の場合は「A」とする

# 工程表における早期対応事項の履行状況

１　６月末を処理期限としているもの

①　国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ（２次審査）

・　６月末処理終了。今後、９月末を目途に、補正が必要と判断された記録のご本人へのお知らせを行う。

②　標準報酬等の遡及訂正事案のうち、２万件戸別訪問対象の従業員事案の年金事務所段階での記録回復

・　６月末処理終了。

２　７月末を処理期限としているもの

①　平成２１年３月以前受付分のねんきん特別便（共済照会分を除く）

・　地方組織における７月第３週段階の残数は約９千件（磁気媒体に係る国民年金被保険者名簿関連分（ＣＳＶデータ関連分）（※）の確認が必要なものを含めると約１万６千件。６月の月間処理件数は 36,015 件）。

・　各ブロック本部からの報告によれば、ＣＳＶデータ関連分を除き、概ね７月末までに終了する見込み。

・　本部分における７月第３週段階の残数は約３千件であり、概ね７月末までに終了する見込み（６月の月間処理件数は 42,290 件）。

※　市町村から磁気媒体（ＣＳＶ）の形態で提供された国民年金被保険者名簿については、電子画像化を行ったが、一部の市町村において、納付期間が当該市町村のオリジナルのデータと比較してずれて表記されている等の不備が発見されたことから、現在照会作業を一時停止中。全市町村分の検証を行う予定。

②　フォローアップ照会（４月以降市町村から情報提供されたものを除く）

・　６月末の残数は 19,972 件（６月の月間処理件数は 16,399 件）。

・　各ブロック本部の報告によれば、概ね７月末までに終了する見込み。

③　厚生年金等の旧台帳記録（約１４６６万件）に係る調査（グレー便）

・　６月末の残数は 1,276 件（６月の月間処理件数は 934 件）。

・　各ブロック本部の報告によれば、概ね７月末までに終了する見込み。

# 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）　＜概要＞

| | 22年度<br>４月　５月　６月　７月　８月　９月　10月　11月　12月 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|---|
| １　ねんきん特別便<br>（１）受給者及び事務所来訪加入者<br>① 21年３月以前受付分<br>② 21年4月から22年3月までの受付分<br>(2) 加入者<br>① 21年３月以前受付分<br>② 21年4月から22年3月までの受付分 | 処理困難ケース →（22年７月末を目途に確認作業を行う）<br>→（22年９月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く））<br>処理困難ケース →（22年７月末を目途に確認作業を行う）<br>→（22年７月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く））<br>（注）共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。 | | | |
| ２　フォローアップ照会 | →（22年7月末を目途に確認作業を行う（市区町村からの情報提供が遅れたものを除く））<br>現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討 | | | |
| ３　厚生年金等の旧台帳記録（約1466万件）に係る調査 | →（22年７月末を目途に確認作業を行う）<br>※22年3月末で未処理のグレー便対象案件<br>グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討 | | | |
| ４　年金記録の確認のお知らせ（黄色便） | →（22年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く））<br>※22年3月以前受付分 | | | |
| ５　ねんきん定期便 | →（22年12月末を目途に確認作業を行う（処理困難ケースを除く））<br>※22年3月以前受付分 | | | |
| ６　標準報酬等の遡及訂正事案 | →（22年６月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める）<br>※２万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復<br>これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討 | | | |
| ７　年金事務所段階での記録回復の促進 | →・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める<br>・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討 | | | |

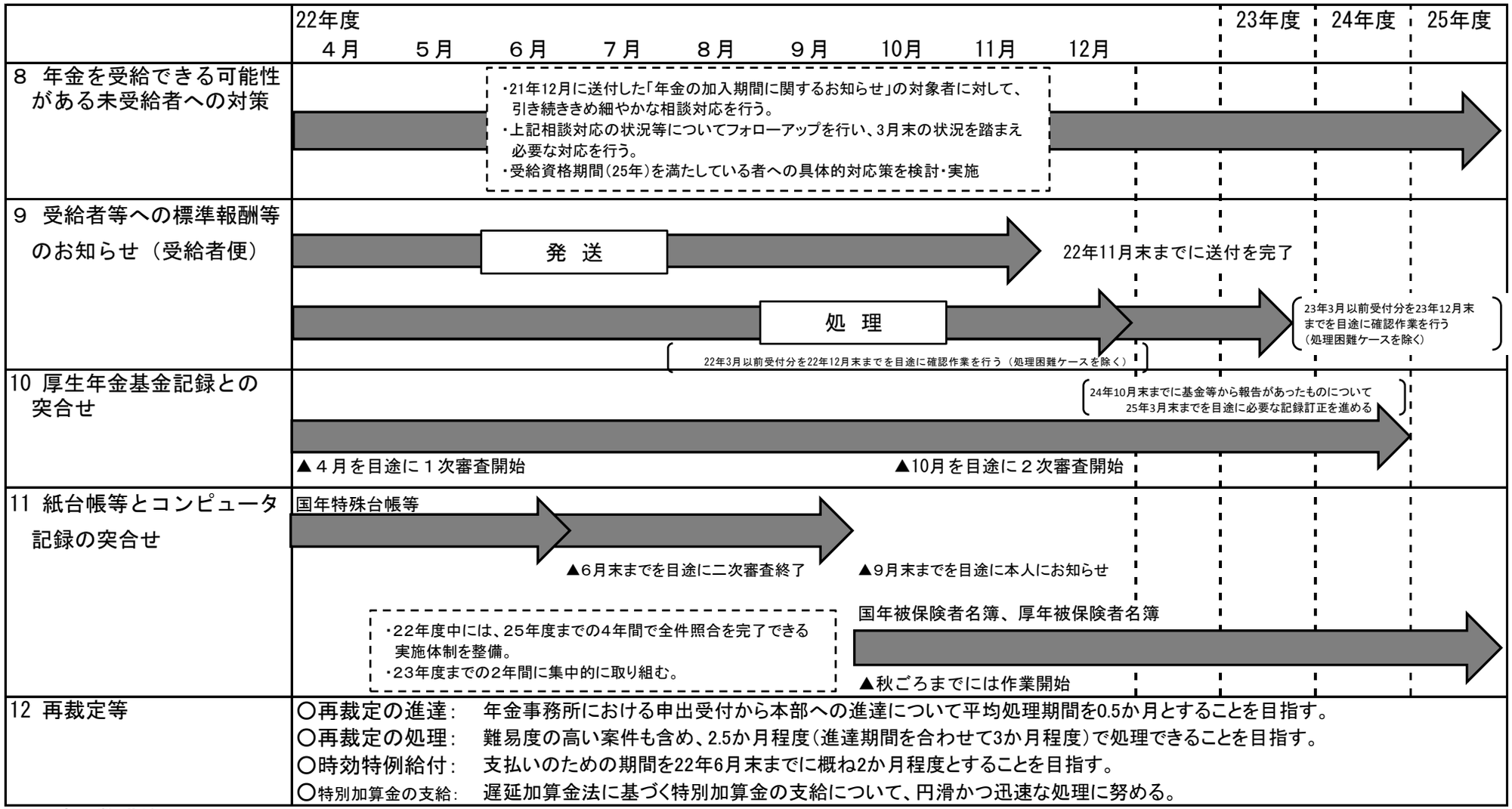


※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。

・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討

# Ⅱ. 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

# 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況について

## １　国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せの実施状況

⑴　国民年金特殊台帳等として保有している３，０９６万件の記録全数について、平成２０年５月からコンピュータ記録との突合せを実施。

⑵　平成２２年６月末時点において、３，０９６万件のうち、３，０９６万件（１００％）の突合せを完了。

※　特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、年度内の一部の期間に未納や免除などがある者の記録を記載した台帳であり、社会保険事務所でマイクロフィルム化して保管している。また、特殊台帳以外に、全ての期間が通常の納付方法により行われている記録や年度内の全ての期間が免除されている記録などが記載されている台帳（普通台帳）が約８７０万件あり、社会保険事務所においてマイクロフィルム及び紙媒体で保管している。

## ２　突合せの結果

⑴　上記⑵の３，０９６万件のうち、国民年金特殊台帳の記録とコンピュータのオンライン記録が一致しないものが３０万件（１．０％）あった。

| | 国民年金特殊台帳等とオンライン記録が一致しないもの | |
|---|---|---|
| | ① オンライン上の納付記録（納付、免除）が異なっているもので、記録訂正により納付記録が増えるもの ※1 | ② 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日の一部が異なっているもの ※1 |
| ３００，４１１件<br>（１．０％） | ２３３，１８２件 ※2<br>（０．８％）<br>うち、年金額が増額となる受給者<br>９１，１５７件<br>（０．３％） | ７１，９５０件<br>（０．２％） |

（備考）括弧内の数字は、３，０９６万件に対する割合である。

※１ ①と②は、重複しているものがある。

※２ 納付記録が増えるもの（300,411 件）には、現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録を含む。

⑵　年金受給者の年金額の増額の状況（推計：年額）

平　均　　１４，１９２円（納付８．１月、免除１．５月）
最　高　　３８４，４９９円（納付２３３月）
最　低　　５５０円（免除１月）

（注）推計に当たっては、老齢基礎年金額を基礎に機械的に納付月数を乗じたもの。

※現役加入者を含めた年金額増加見込額　　合計約３４１億円

内訳
① 老齢基礎年金受給者等　約２６０億円
② 現役加入者等　約　８１億円

# 国民年金特殊台帳等とコンピュータ記録との突合せの進捗状況（22年6月末現在）

## 突合せ作業

### 第一次審査

対象予定数
約3,096万件

→

① 確認済
約3,096万件
（100%）

② 一致
約2,321万件

③ 要二次審査
約775万件

→

### 第二次審査

④ 審査済
約775万件

⑤ 補正なし
約745万件(※1)

⑥ 補正あり
300,411件

突合せ完了
約3,096万件（100%）
（②＋⑤＋⑥）

（第一次審査は21年2月末に全て終了。第二次審査は22年6月末時点）

(※1)マイクロフィルムの印字不鮮明等の理由 により、判断できなかったもの約3万件を含む。

## 突合せ後の後処理

補正あり件数
300,411件

ア 納付記録が増えるもの
233,182件

うち、年金額が増額となる受給者 91,157件

イ 氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失日が異なるもの 71,950件

※アとイは重複しているものがある

→

受給者・加入者等
167,823件

うち、年金額が増える件数 122,187件

→

お知らせ送付前に既に補正が完了していた件数
8,708件

→ 約14.3万件（85%）
（ご本人が記録の不備にお気づきにならなかった記録（少なくとも8割以上））

記録補正を行い、お知らせを送付した件数(※2)
（現役加入者等）
70,558件

お知らせ送付件数
（受給者）
72,869件

(※2)現役加入者や、年金額に影響のない障害基礎年金受給者等の記録。

審査中
15,688件

→

回答件数
62,056件

→

記録補正を行った件数
59,981件

→

うち、再裁定進達件数
55,917件

未回答件数
10,446件

未送達件数
367件

# Ⅲ. 約２万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組結果について

# 約２万件の戸別訪問調査の対象者についての記録回復の取組み結果について（平成２２年６月末時点）

○　約２万件の戸別訪問調査において、「従業員」であって、年金記録が「事実と相違」しており、「記録回復申立ての意思あり」との回答があった事案（以下「従業員事案」という。）・・・・１，６０２件

○　この従業員事案１，６０２件については、平成２２年６月末までに、年金事務所段階での処理を完了。その内訳は、次のとおり。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 年金事務所段階における回復基準による記録回復 | ５８３件（注１） |
| ② | 第三者委員会によるあっせんを受けた者の同僚に係る記録回復 | ４１件 |
| ③ | 第三者委員会へ送付済み | ８２６件（注２） |
| ④ | 記録回復の申立てを取り下げたもの | ５８件 |
| ⑤ | 繰り返し働きかけを行ったが記録回復の申立てがなかったもの | ９４件 |
| | 従　業　員　事　案　合　計 | １，６０２件 |

（注１）約２万件の戸別訪問調査の対象者以外の方も含めた標準報酬等の遡及訂正事案全体の年金事務所段階における記録回復件数は、１，０９６件（平成２２年７月２日時点速報値）。

（注２）「第三者委員会へ送付済み」８２６件の内訳は、あっせんが６７４件、非あっせんが６２件、審議中が９０件（平成２２年６月末時点において年金事務所が把握している状況）。

⇨　従業員事案のうち、８割以上（＊）が記録回復につながったところ。

＊　上記①５８３件＋上記②４１件＋第三者委員会あっせん事案６７４件＝合計１，２９８件（全１，６０２件の８１％）

(参考)

# 不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約6万9千件）のうち年金受給者（約2万件）への戸別訪問の実施結果について

○ 標準報酬等の遡及訂正事案に関する対応の一環として、旧社会保険庁においては、以下の3条件のすべてに該当する記録（約6万9千件）を不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録としてオンライン記録から抽出し、このうち厚生年金受給者（約2万件）について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員等による戸別訪問を実施し、ご本人に記録確認を行っていただいたところ。

①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○ この調査については、対象者と連絡をとることができないなど、戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、平成21年3月末までに概ね終了したところであり、その時点までの実施結果を、平成21年7月に旧社会保険庁から公表した。
さらに、平成21年12月末までに旧社会保険庁において実施した戸別訪問の結果をとりまとめたところ、以下のとおり。

○ 戸別訪問（面談）実施件数（平成21年12月末まで）： 19，443件
○ 上記19，443件についての回答の状況は、以下のとおり。

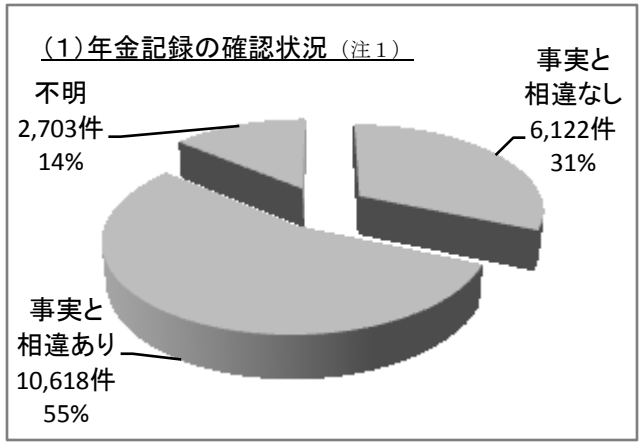


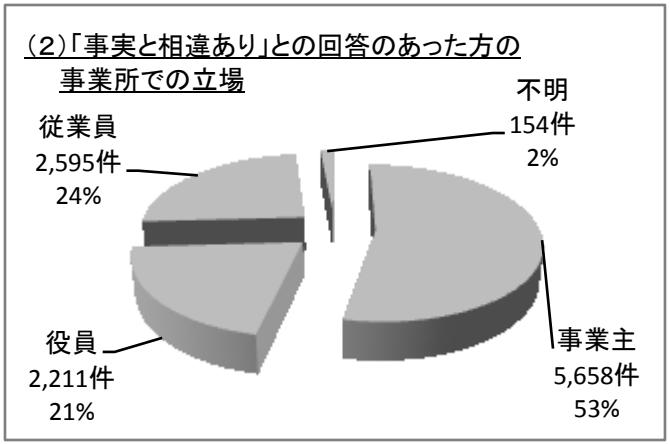


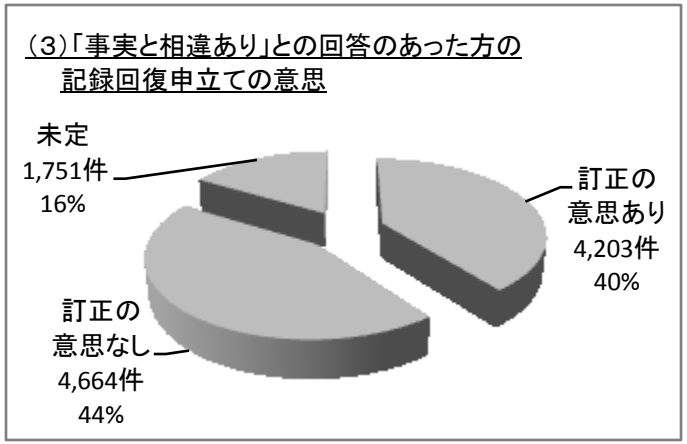


○ 年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方（注2）：1，353件（7．0%）
うち、具体性のある内容の回答をされた方（※）： 213件（1．1%）

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

（注1） 「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

（注2） 平成２１年３月末までの訪問実施分のうちこのような回答があった事案（１，３３５件、うち具体性のある内容の回答があった事案２１１件）について、平成２１年１２月までに職員の関与に関する調査を行い、４件の事案について不適正な遡及訂正処理への職員の関与があったことが確認された。関与が明らかになった職員（既に退職している１名を除く３名）に対しては、処分が行われている。

〈参　考〉

（事実確認の状況）

| | 事実と相違なし | 事実と相違あり | 不明 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 事業主 | 3,232　（31%） | 5,658　（55%） | 1,463　（14%） | 10,353　（100%） |
| 役員 | 1,271　（32%） | 2,211　（56%） | 467　（12%） | 3,949　（100%） |
| 従業員 | 1,539　（33%） | 2,595　（55%） | 584　（12%） | 4,718　（100%） |
| 不明 | 80　（19%） | 154　（36%） | 189　（45%） | 423　（100%） |
| 計 | 6,122　（31%） | 10,618　（55%） | 2,703　（14%） | 19,443　（100%） |

（「事実と相違あり」と回答があった方の記録訂正の意思の状況）

| | 訂正の意思あり | 訂正の意思なし | 未定 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 事業主 | 1,580　（28%） | 3,014　（53%） | 1,064　（19%） | 5,658　（100%） |
| 役員 | 956　（43%） | 899　（41%） | 356　（16%） | 2,211　（100%） |
| 従業員 | 1,601（注）　（62%） | 698　（27%） | 296　（11%） | 2,595　（100%） |
| 不明 | 66　（43%） | 53　（34%） | 35　（23%） | 154　（100%） |
| 計 | 4,203　（40%） | 4,664　（44%） | 1,751　（16%） | 10,618　（100%） |

※　一定の条件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所段階で年金記録の訂正を行う。

（注）　この1，601件のほか、平成22年2月に年金事務所に来訪され、面談を行った方で「従業員」であり、「記録が事実と相違あり」、「記録訂正の意志あり」との回答をいただいたケースが1件あったところ（合計1，602件）。

# Ⅳ. 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録(約6.9万件)の抽出に用いた３条件のうち２条件のみ又は１条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について

# 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録（約 6.9 万件）の抽出に用いた 3 条件のうち 2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する記録のサンプル調査の結果について

１．調査の趣旨

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約 6．9 万件）の抽出に用いた下記の 3 条件のうち、2 条件のみ又は 1 条件のみに該当する事案について、サンプル調査を行い、その結果を更なる記録回復方策についての検討のための資料とする。

※3 条件

・条件１：　標準報酬月額の引下げ処理と同日または翌日に資格喪失処理が行われている。

・条件 2：　5 等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

・条件 3：　6 か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

２．調査対象

該当記録を 2 条件のみ該当及び 1 条件のみ該当の 6 つのカテゴリーＡ～Ｆに分けそれぞれ 500 件、合計 3,000 件のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

Ａ：　条件１のみを満たす。

Ｂ：　条件２のみを満たす。

Ｃ：　条件３のみを満たす。

Ｄ：　条件１及び２の２条件のみを満たす。

Ｅ：　条件２及び３の２条件のみを満たす。

Ｆ：　条件１及び３の２条件のみを満たす。

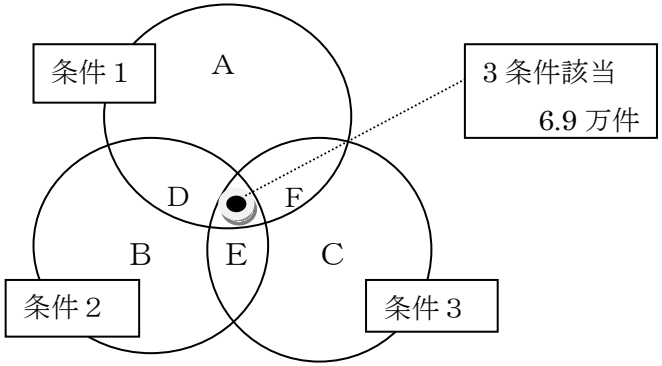


３．調査方法

・本人の居住地管轄年金事務所において実施。

・年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して面談調査を行う。

（質問事項は、標準報酬月額の遡及訂正が当時の給与の実態と合っていたかどうか、遡及訂正が行われた事情・経緯など。）

・調査対象者により記録回復の申立てが行われている場合や、ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている場合などにおいては、その内容を調査に活用する。

## ４．調査結果

（１）調査対象合計３，０００件の状況（Ａ～Ｆのカテゴリー別の状況は、次頁表１参照）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 調査対象者に対して面談調査を行った | 1,731 件 | |
| ② | 年金事務所段階における記録回復が行われている | 2 件 | 「年金記録が事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志あり」との回答があったものとして整理 |
| ③ | 第三者委員会のあっせんに基づく記録回復が行われている | 4 件 | |
| ④ | 第三者委員会に申立てが行われている | 6 件 | |
| ⑤ | ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている | 3 件 | |
| ⑥ | ねんきん定期便等に対して、「もれ」・「誤り」がない旨の回答が提出されている | 375 件 | 「年金記録が事実と相違なし」との回答があったものとして整理 |
| ⑦ | 記録訂正の状況や残されている書類から適正な処理であると考えられる | 65 件 | |
| ⑧ | 調査対象者の住所が不明 | 187 件 | |
| ⑨ | 調査対象者が死亡 | 29 件 | |
| ⑩ | 調査対象者の入院などにより面談が困難 | 42 件 | |
| ⑪ | 戸別訪問を繰り返し試みたが調査対象者が不在 | 348 件 | |
| ⑫ | 調査に応じていただけなかった | 192 件 | |
| ⑬ | その他の事情により面談が困難（ご本人が長期不在等） | 16 件 | |

（内訳）

・年金記録の標準報酬月額以外の部分（性別など）を訂正するために一旦（ある時点以降の）記録を全て取り消して、訂正後再度入力し直すという処理を行ったため、コンピュータ上、標準報酬月額の遡及訂正処理として認識されたケース（別添参照）…… 48 件

・会計検査院の調査により届書もれを指摘され事業主から遡及した届出を提出させ訂正処理を行ったもの …… 11 件

・その他 …… 6 件

⇨ 調査結果の集計対象件数：　２，１８６件（上記①～⑦の合計）

うち１条件のみ該当ケース（Ａ～Ｃ）：１，１３１件、２条件のみ該当ケース（Ｄ～Ｆ）：１，０５５件

## 【表 1】 調査対象合計3，000件のカテゴリー別の状況

（単位：件）

| | 1条件のみ該当ケース | | | 2条件のみ該当ケース | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | A | B | C | D | E | F | |
| ① | 299 | 302 | 291 | 289 | 289 | 261 | 1731 |
| ② | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| ③ | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 4 |
| ④ | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 6 |
| ⑤ | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| ⑥ | 64 | 77 | 81 | 40 | 60 | 53 | 375 |
| ⑦ | 4 | 4 | 8 | 0 | 1 | 48 | 65 |
| ⑧ | 30 | 30 | 16 | 46 | 32 | 33 | 187 |
| ⑨ | 6 | 3 | 3 | 6 | 7 | 4 | 29 |
| ⑩ | 2 | 7 | 7 | 9 | 11 | 6 | 42 |
| ⑪ | 63 | 48 | 62 | 68 | 53 | 54 | 348 |
| ⑫ | 31 | 27 | 29 | 35 | 39 | 31 | 192 |
| ⑬ | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 4 | 16 |
| 合計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 3000 |
| うち①～⑦の合計 | 367 | 383 | 381 | 333 | 354 | 368 | 2186 |
| 同上 | 1131 | | | 1055 | | | 2186 |

① 調査対象者に対して面談調査を行った
② 年金事務所段階における記録回復が行われている
③ 第三者委員会のあっせんに基づく記録回復が行われている
④ 第三者委員会に申立てが行われている
⑤ ねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている
⑥ ねんきん定期便等に対して、「もれ」・「誤り」がない旨の回答が提出されている
⑦ 記録訂正の状況や残されている書類から適正な処理であると考えられる
⑧ 調査対象者の住所が不明
⑨ 調査対象者が死亡
⑩ 調査対象者の入院などにより面談が困難
⑪ 戸別訪問を繰り返し試みたが調査対象者が不在
⑫ 調査に応じていただけなかった
⑬ その他の事情により面談が困難（ご本人が長期不在等）

（２）回答状況

① １条件のみ該当ケース（Ａ～Ｃ）

集計対象１，１３１件についての、回答の状況は以下のとおり（Ａ～Ｃのカテゴリー別の状況は、表２及び３参照）。

ア 年金記録の確認状況（注）

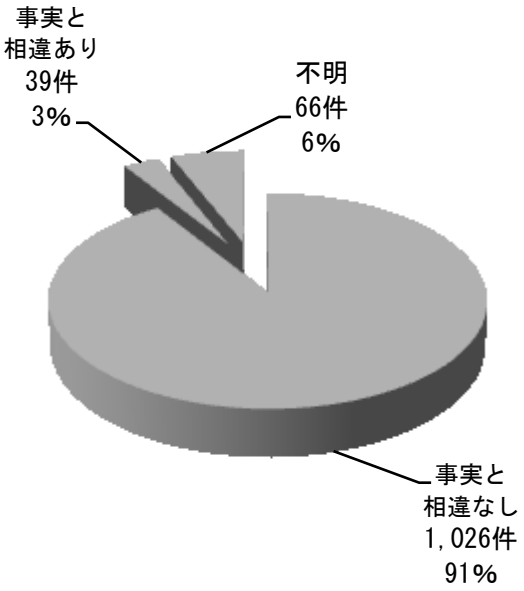


イ 「事実と相違あり」との回答のあった方の事業所での立場

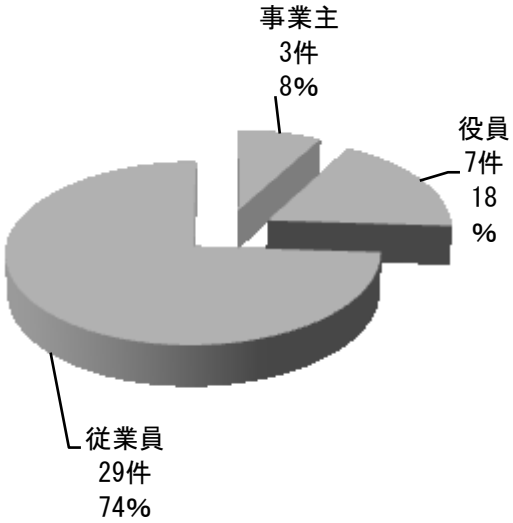


ウ 「事実と相違あり」との回答のあった方の記録回復申立ての意思

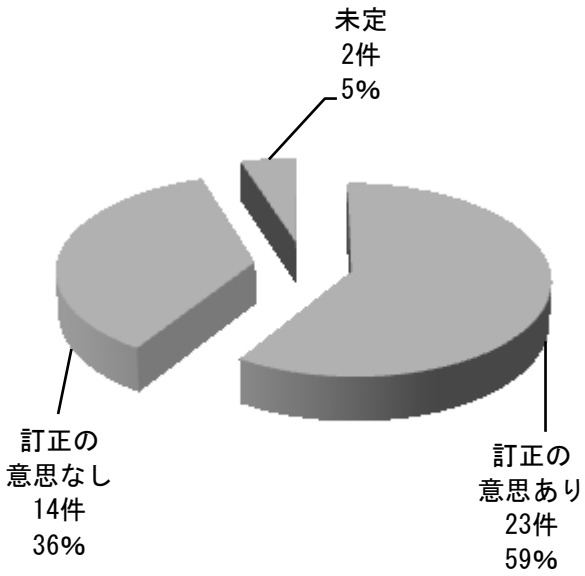


（注）「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

エ 年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方： １件（0.1%）
（Ｂ‥１件）

・うち、具体性のある内容の回答をされた方（※）： ０件

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

## 【表　２】　年金記録の確認状況等（１条件のみ該当ケース）

| | ①調査対象件数 | | ②集計対象件数（②/①） | | 年金記録の確認状況 | | | | | | 「事実と相違あり」との回答のあった方の記録回復申立ての意思 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ③事実と相違なし（③/②） | | ④事実と相違あり（④/②） | | ⑤不明（⑤/②） | | ⑥あり（⑥/④） | | ⑦なし（⑦/④） | | ⑧未定（⑧/④） | |
| A | 500 | | 367 | 73% | 324 | 88% | 14 | 4% | 29 | 8% | 8 | 57% | 6 | 43% | 0 | 0% |
| B | 500 | | 383 | 77% | 353 | 92% | 14 | 4% | 16 | 4% | 7 | 50% | 5 | 36% | 2 | 14% |
| C | 500 | | 381 | 76% | 349 | 92% | 11 | 3% | 21 | 6% | 8 | 73% | 3 | 27% | 0 | 0% |
| 計 | 1,500 | | 1,131 | 75% | 1,026 | 91% | 39 | 3% | 66 | 6% | 23 | 59% | 14 | 36% | 2 | 5% |

## 【表　３】　事業所での立場（１条件のみ該当ケース）

| | 集計対象件数全体 | | | | | | | | | | 「事実と相違あり」と回答した者 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | |
| A | 5 | 1% | 14 | 4% | 279 | 76% | 69 | 19% | 367 | 100% | 0 | 0% | 2 | 14% | 12 | 86% | 0 | 0% | 14 | 100% |
| B | 81 | 21% | 72 | 19% | 148 | 39% | 82 | 21% | 383 | 100% | 3 | 21% | 3 | 21% | 8 | 58% | 0 | 0% | 14 | 100% |
| C | 23 | 6% | 28 | 7% | 239 | 63% | 91 | 24% | 381 | 100% | 0 | 0% | 2 | 18% | 9 | 82% | 0 | 0% | 11 | 100% |
| 計 | 109 | 10% | 114 | 10% | 666 | 59% | 242 | 21% | 1,131 | 100% | 3 | 8% | 7 | 18% | 29 | 74% | 0 | 0% | 39 | 100% |

| | 「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志あり」と回答した者 | | | | | | | | | | 「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志なし」と回答した者 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | |
| A | 0 | 0% | 0 | 0% | 8 | 100% | 0 | 0% | 8 | 100% | 0 | 0% | 2 | 33% | 4 | 67% | 0 | 0% | 6 | 100% |
| B | 0 | 0% | 2 | 29% | 5 | 71% | 0 | 0% | 7 | 100% | 1 | 20% | 1 | 20% | 3 | 60% | 0 | 0% | 5 | 100% |
| C | 0 | 0% | 1 | 13% | 7 | 87% | 0 | 0% | 8 | 100% | 0 | 0% | 1 | 33% | 2 | 67% | 0 | 0% | 3 | 100% |
| 計 | 0 | 0% | 3 | 13% | 20 | 87% | 0 | 0% | 23 | 100% | 1 | 7% | 4 | 29% | 9 | 62% | 0 | 0% | 14 | 100% |

## ②　２条件のみ該当ケース（Ｄ～Ｆ）

集計対象１，０５５件についての、回答の状況は以下のとおり（Ｄ～Ｆのカテゴリー別の状況は、表４及び５参照）。

ア　年金記録の確認状況（注）

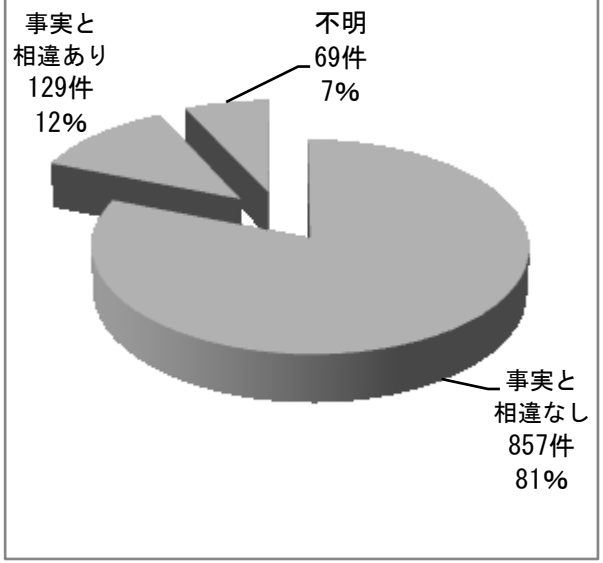


イ　「事実と相違あり」との回答のあった方の事業所での立場

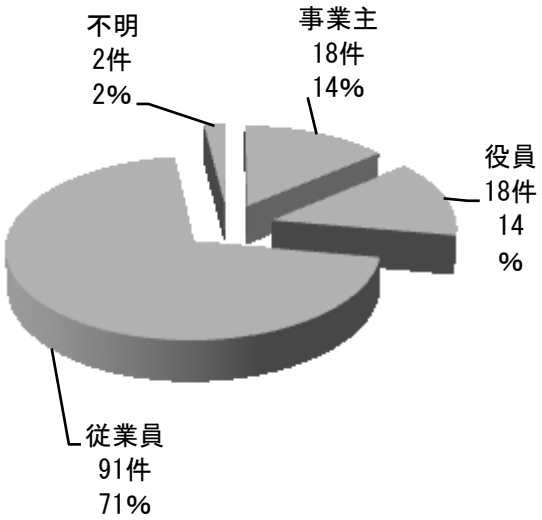


ウ　「事事実と相違あり」との回答のあった方の記録回復申立ての意思

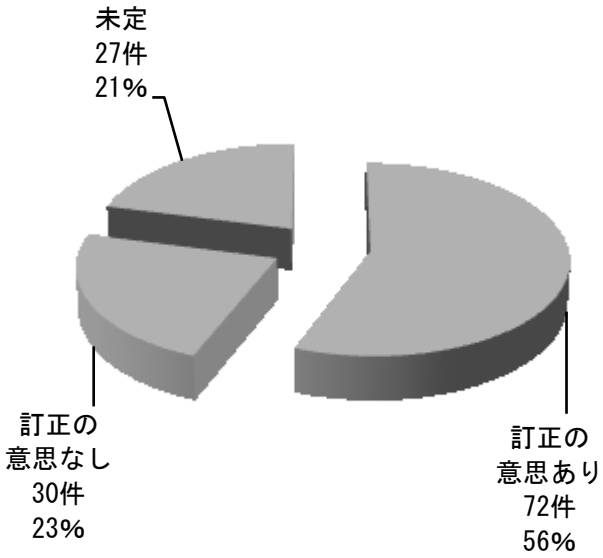


（注）「事実と相違なし」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。「事実と相違あり」とは、「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。「不明」とは、それら以外の回答があったもの。

エ　年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方：　11 件（1.0%）
（Ｄ‥5 件、Ｅ‥6 件）

・うち、具体性のある内容の回答をされた方（※）：　１件（0.1%）
（Ｄ‥１件）

※「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

## 【表　４】　年金記録の確認状況等（２条件のみ該当ケース）

| | ①調査対象件数 | ②集計対象件数（②/①） | | 年金記録の確認状況 | | | | | | 「事実と相違あり」との回答のあった方の記録回復申立ての意思 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ③事実と相違なし（③/②） | | ④事実と相違あり（④/②） | | ⑤不明（⑤/②） | | ⑥あり（⑥/④） | | ⑦なし（⑦/④） | | ⑧未定（⑧/④） | |
| D | 500 | 333 | 67% | 256 | 77% | 57 | 17% | 20 | 6% | 26 | 46% | 18 | 32% | 13 | 23% |
| E | 500 | 354 | 71% | 303 | 86% | 38 | 11% | 13 | 4% | 22 | 58% | 8 | 21% | 8 | 21% |
| F | 500 | 368 | 74% | 298 | 81% | 34 | 9% | 36 | 10% | 24 | 71% | 4 | 12% | 6 | 18% |
| 計 | 1,500 | 1,055 | 70% | 857 | 81% | 129 | 12% | 69 | 7% | 72 | 56% | 30 | 23% | 27 | 21% |

## 【表　５】　事業所での立場（２条件のみ該当ケース）

| | 集計対象件数全体 | | | | | | | | | | 「事実と相違あり」と回答した者 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | |
| D | 56 | 17% | 41 | 12% | 187 | 56% | 49 | 15% | 333 | 100% | 7 | 12% | 5 | 9% | 44 | 77% | 1 | 2% | 57 | 100% |
| E | 82 | 23% | 75 | 21% | 126 | 36% | 71 | 20% | 354 | 100% | 10 | 26% | 11 | 29% | 17 | 45% | 0 | 0% | 38 | 100% |
| F | 8 | 2% | 12 | 3% | 239 | 65% | 109 | 0% | 368 | 100% | 1 | 3% | 2 | 6% | 30 | 88% | 1 | 3% | 34 | 100% |
| 計 | 146 | 14% | 128 | 12% | 552 | 52% | 229 | 22% | 1,055 | 100% | 18 | 14% | 18 | 14% | 91 | 71% | 2 | 2% | 129 | 100% |

| | 「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志あり」と回答した者 | | | | | | | | | | 「事実と相違あり」かつ「記録回復申立ての意志なし」と回答した者 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | | 事業主 | | 役員 | | 従業員 | | 不明 | | 計 | |
| D | 1 | 4% | 2 | 8% | 22 | 84% | 1 | 4% | 26 | 100% | 3 | 17% | 3 | 17% | 12 | 66% | 0 | 0% | 18 | 100% |
| E | 4 | 18% | 6 | 27% | 12 | 55% | 0 | 0% | 22 | 100% | 5 | 63% | 1 | 13% | 2 | 24% | 0 | 0% | 8 | 100% |
| F | 1 | 4% | 1 | 4% | 21 | 88% | 1 | 4% | 24 | 100% | 0 | 0% | 0 | 0% | 4 | 100% | 0 | 0% | 4 | 100% |
| 計 | 6 | 8% | 9 | 13% | 55 | 76% | 2 | 3% | 72 | 100% | 8 | 27% | 4 | 13% | 18 | 62% | 0 | 0% | 30 | 100% |

（別添１）

# ３条件のいずれかに該当する標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた記録のパターン別件数

条件１：標準報酬月額の引下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。

条件２：５等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

条件３：６ヵ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

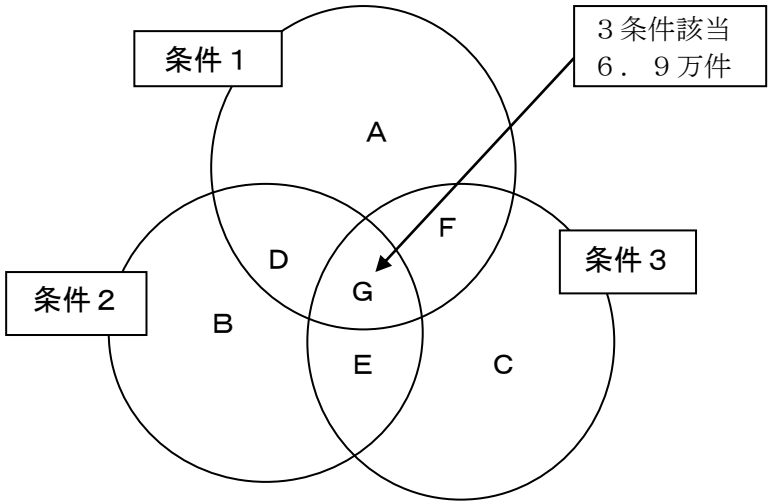


| パターン | 件　　数 | |
|---|---|---|
| Ａ：条件１のみ該当 | ３．４万件 | １条件のみ該当 79.5 万件 |
| Ｂ：条件２のみ該当 | ４８．９万件 | |
| Ｃ：条件３のみ該当 | ２７．２万件 | |
| Ｄ：条件１と２の２条件のみ該当 | ２．６万件 | ２条件のみ該当 21.8 万件 |
| Ｅ：条件２と３の２条件のみ該当 | １６．５万件 | |
| Ｆ：条件１と３の２条件のみ該当 | ２．６万件 | |
| Ｇ：３条件全てに該当 | ６．９万件 | |
| 計 | １０８．２万件 | |

（注）条件１該当(A+D+F+G=15.6 万件)、条件２該当(B+D+E+G=75.0 万件)及び条件３該当(C+E+F+G=53.3 万件)を単純に合計すると、約 144 万件。

※　性別の誤りを訂正するために、一旦記録を全て取り消して、訂正後に再度入力し直したケースの例　【別添2】

○　訂正前（性別：女）

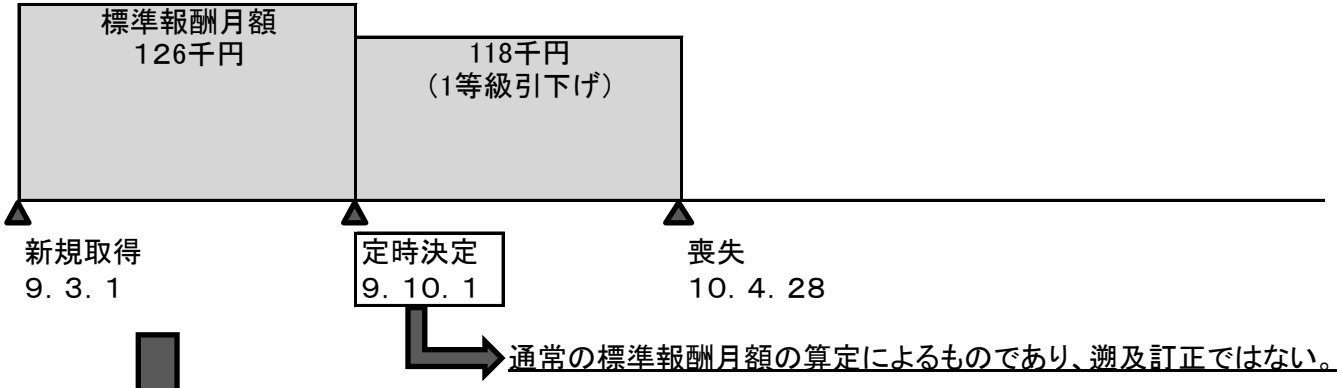


通常の標準報酬月額の算定によるものであり、遡及訂正ではない。

【性別訂正処理日（10．12．1）】

① まず、資格記録（加入期間の記録、標準報酬月額の記録）を一旦全て取り消し

② 次に、女→男へ性別を訂正

③ その後、取り消した資格記録（加入期間の記録、標準報酬月額の記録）を再入力

○　訂正後（性別：男）

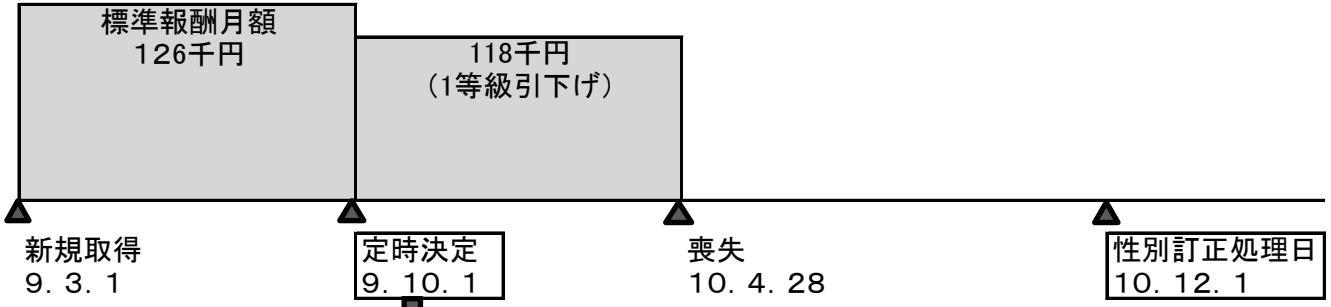


コンピュータ上、性別訂正処理日（10．12．1）において、遡って標準報酬月額を引き下げる訂正処理が行われたものとして認識される。

# Ⅴ. 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況について

平成22年7月27日

# 工程表で「今後検討」とされた作業項目の進捗状況について

## １．フォローアップ照会

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　受給者のうち現行のフォローアップ照会対象者以外の者及び加入者のうち定期便に未統合記録の情報を同封する対象者以外の者（２次名寄せ対象、期間重複ケース等でより不確実性の高いもの）に対するフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるため、サンプル的にフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討する。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | ○　名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ照会の対象となっていない方、具体的には、<br>①　１次名寄せ対象者（氏名、生年月日がほぼ完全一致）のうち、未統合記録と基礎年金番号の記録との間に期間の重複がある方<br>②　２次名寄せ対象者（生年月日が一日異なる等）<br>を対象として、５月に抽出処理を実施。その結果、対象者は総計約240万件であることが判明。<br>○ 現在のフォローアップ照会対応が一段落する夏以降を目途に、抽出された約240万件の中から約２千件程度のサンプル調査を実施し、その結果を踏まえ、フォローアップ照会を実施する対象範囲を決定予定。<br>○ なお、名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ対象外のうち、訂正ありと回答があった者について、名寄せパターンのどのカテゴリーに該当するか分析（抽出）する予定。<br>**※　概要は別紙１参照** |

## ２．厚生年金等の旧台帳記録（約１４６６万件）に係る調査

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　厚生年金等の旧台帳記録約1466万件のうち、グレー便を送付した約68万人分の記録以外のものについて、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合せを行い、「生存者」の情報と一致した記録の加入期間等をパンチ入力・磁気データ化した上で、新たな年金受給につながる可能性がある方に対し、お知らせを送付する等の対応を検討する。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | ○　住基ネットとの突合せの結果、約７万人の方（生存者）について、氏名、生年月日が一致。<br>○　今後の工程として、<br>①　約７万人の方の紙台帳を抽出（手作業）<br>②　当該紙台帳の情報（加入期間等）をパンチ入力して磁気データ化<br>③　「お知らせ」の作成<br>が必要となるが、先ずはサンプル調査を実施し費用対効果を見極めたうえで、全体の実施方針を作成。サンプル調査の実施時期は、他のサンプル調査の時期や各年金事務所において紙台帳をWMで確認することができる時期を勘案して本年11月以降を目途に実施することを検討。<br>　なお、グレー便の未回答者への対応については、来年春頃に実施を検討している特別便等の未回答・未着者への呼びかけ（キャンペーン）と併せて実施。<br>**※　概要は別紙２参照** |

## ３．標準報酬等の遡及訂正事案

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　これまで救済が図られた事案についての分析を行うとともに、１条件のみ該当、２条件のみ該当の事案についてのサンプル調査及び滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査を行い、その結果を踏まえ更なる記録回復方策について検討を行う。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | 〈１条件のみ該当、２条件のみ該当の事案についてのサンプル調査〉<br>○　１条件のみ該当、２条件のみ該当の事案についてのサンプル調査については、６月末までに調査を終え、集計を行った。その結果を踏まえ、更なる記録回復方策について検討。<br><br>〈滞納事業所の資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査〉<br>○　滞納事業所の資格喪失日の遡及訂正事案についてのサンプル調査については、作業工程を検討中。実施時期については他の調査との関係を踏まえ、検討。 |

## ４．年金事務所段階における記録回復の促進

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　これまでの第三者委員会におけるあっせん事案及び非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策について検討を行う。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | 〈脱退手当金（まだら事案）〉<br>○　脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録（まだら事案）にかかるサンプル調査について、２月８日から開始し、２月末までに調査をした本人調査について、３月29日の年金記録回復委員会へ中間報告。本人調査及び事業所調査について最終集計済。（別紙３参照）<br><br>○　また、まだら事案について、第三者委員会のあっせん事例・非あっせん事例の分析を踏まえた検討を行い、まだら事案であってさらに一定の条件を満たす場合は、年金事務所段階において記録回復を行うこととする案が３月29日及び４月23日の年金記録回復委員会において報告。<br>これに基づき、４月30日に年金局から回復基準が示され、これを受けて同日地方へ指示依頼。<br><br>〈その他〉<br>○　今後は、厚年基金の記録と被保険者記録の突合せ作業が進められていくことを踏まえ、厚年基金の記録と被保険者記録が相違する事案を中心に、年金局とともに、記録回復基準の検討を行う方向。 |

## ５．年金を受給できる可能性がある未受給者への対策

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　２１年１２月に公表した「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間（２５年）を満たしている者に係る実態調査」の結果を踏まえた具体的対応策について、検討を行い、実施に移す。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | 〈年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対する「お知らせ」の送付〉<br>○　25年の年金受給資格期間を満たし、かつ、年金受給開始年齢に達していながら年金の全部または一部を請求していない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金受給につなげていくものとする。<br>○　「お知らせ」の送付時期<br>・現在69歳以上の方（注）に対して、平成22年９月を目途に送付する予定。<br>（注）平成23年４月までに69歳に到達する方を含む。<br>・さらに、平成23年５月からを目途に、毎月、今後69歳に到達する方に対して送付する予定。<br><br>〈７０歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対する「お知らせ」の送付〉<br>○　70歳までの一定期間において保険料を納付することにより受給資格期間を満たす方のうち、平成22年１月１日時点で64歳以上の方に対して、合算対象期間（カラ期間）や任意加入制度等についての説明を行い、年金事務所等への相談を促すための「お知らせ」を送付し、年金受給につなげていくものとする。<br>○　「お知らせ」の送付時期・・・平成22年９月を目途に送付する予定。<br><br>〈その他〉<br>○　上記のほか、21年12月の公表資料において、以下の取組を進めることとしている。<br>・ご本人にとって年金請求や任意加入制度への加入のきっかけとなるさまざまな媒体による広報(政府広報等）の展開<br>・市区町村等に対して、年金事務所への相談を促していただくよう協力依頼 |

| | |
|---|---|
| 工程表の記述 | ○　「年金の加入期間に関するお知らせ」送付後の相談対応の状況等についてフォローアップを行い、２２年３月末時点での状況を踏まえ、必要な対応を行う。 |
| 現時点の状況及び今後の作業内容 | ○　平成22年３月末時点の状況は、４月23日の年金記録回復委員会において報告。<br><br>○　４月以降の状況についても引き続きフォローアップを行うとともに、年金事務所での相談の結果、「年金受給権あり」又は「任意加入の申込あり」となった方についての分析を８月頃までを目途に行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討。 |

# フォローアップ照会について現状と今後の対応

○　名寄せ特別便を送付した方のうち、現行のフォローアップ照会の対象となっていない方（送付数約260万人）のうち、未回答又は訂正なしと回答があった方（約240万人）から、名寄せパターン毎に総計約2千人程度を抽出し、本年夏以降にサンプル的にフォローアップ調査を実施。その結果を踏まえ、フォローアップ照会を実施する対象範囲を決定予定。

※　併せて、訂正ありと回答があった約20万人について、名寄せパターンのどのカテゴリーに該当するか分析を行う。

## ○現行のフォローアップ照会対象者

| | 名寄せ区分 | 送付人数 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 期間重複なし | 期間重複あり |
| 受給者 300万人送付 | 1次名寄せ | 250万人 | 160万人（53%） | 90万人（30%） |
| | 2次名寄せ | 50万人 | 42万人（14%） | 8万人（ 3%） |
| 加入者 730万人送付 | 1次名寄せ | 670万人 | 610万人（84%） | 60万人（ 8%） |
| | 2次名寄せ | 60万人 | 50万人（ 7%） | 10万人（ 3%） |

電話・訪問等により確認している者（88万人）

定期便に記録を同封した者（221万人）

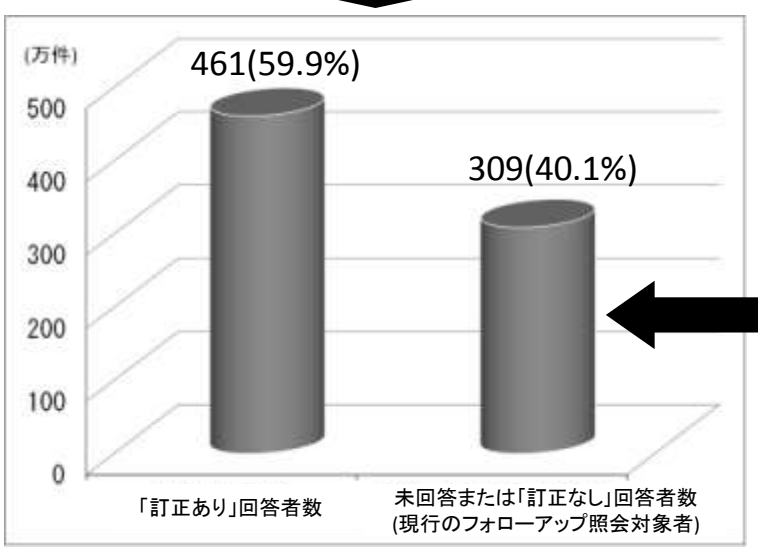


## ○今後、フォローアップ照会対象拡大予定の者（費用対効果を見極めるため、サンプル的な調査を行う）

| | 名寄せ区分 | 送付人数 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 期間重複なし | 期間重複あり |
| 受給者 300万人送付 | 1次名寄せ | 250万人 | 160万人（53%） | 90万人（30%） |
| | 2次名寄せ | 50万人 | 42万人（14%） | 8万人（ 3%） |
| 加入者 730万人送付 | 1次名寄せ | 670万人 | 610万人（84%） | 60万人（ 8%） |
| | 2次名寄せ | 60万人 | 50万人（ 7%） | 10万人（ 3%） |

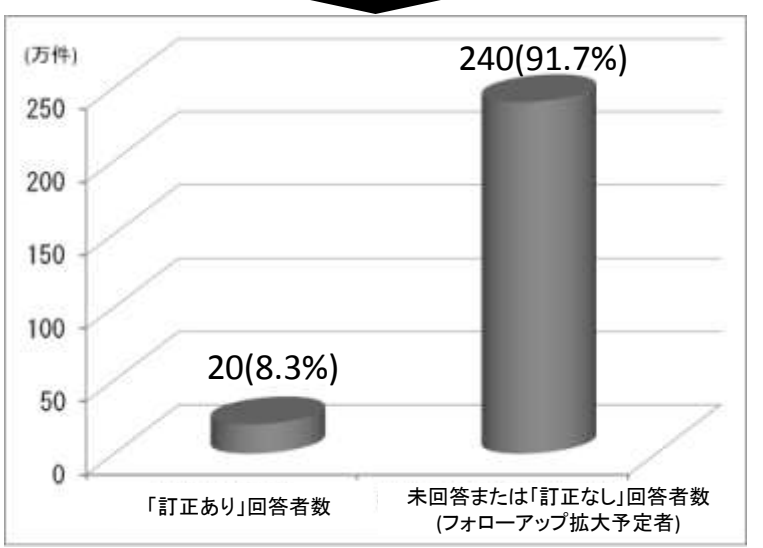

合計：1,245,097

# 名寄せパターン別、フォローアップ対象の拡大後の対象候補者数

（受給者）

低　緩和度合い　高

| 生年月日<br>性別（下段） ＼ 氏名条件 | | | 氏名条件 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 第一次名寄せ | 第二次名寄せ | |
| | | | ①カナ、漢字とも一致<br>②カナ、漢字どちらかのみ一致<br>③カナ、漢字の文字丸めを行い<br>どちらか一致 | ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 | 漢字の読み間違え<br>「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致 |
| 生年月日（上段）・性別（下段）条件 | 一次 | ・生年月日一致<br>・性別一致 | 734,831 | 1,054 | 52,312 |
| | | | （フォローアップ済） | 265 | 10,089 |
| | 第二次名寄せ | ・生年月日一致<br>・性別不一致 | 5,313 | 17 | 1,868 |
| | | | 869 | 3 | 293 |
| | | ・生年月日<br>±１日で一致 | 269,914 | 1,456 | 71,826 |
| | | | 50,633 | 304 | 14,197 |
| | | ・元号除外し年月日一致 | 24,523 | | |
| | | | 5,330 | | |

高　緩和度合い　低

※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

合計：1,162,236

# 名寄せパターン別、フォローアップ対象の拡大後の対象候補者数

（加入者）

低　緩和度合い　高

| 生年月日・性別（下段）条件 | | 氏名条件 | 第一次名寄せ<br>①カナ、漢字とも一致<br>②カナ、漢字どちらかのみ一致<br>③カナ、漢字の文字丸めを行い どちらか一致 | 第二次名寄せ<br>ソ→ン、ツ→シなどを丸めて一致 | 第二次名寄せ<br>漢字の読み間違え「フルヤ・フルタニ」「サチコ・ユキコ」などを丸めて一致 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一次 | ・生年月日一致<br>・性別一致 | | 388,475 | 4,928 | 79,151 |
| | | | （フォローアップ済） | 1,089 | 16,197 |
| 第二次名寄せ | ・生年月日一致<br>・性別不一致 | | 13,606 | 20 | 2,491 |
| | | | 1,869 | 3 | 677 |
| | ・生年月日<br>±１日で一致 | | 399,057 | 7,306 | 108,813 |
| | | | 94,996 | 1,817 | 26,829 |
| | ・元号除外し年月日一致 | | 13,586 | | |
| | | | 1,326 | | |

高　緩和度合い　低

※上段は期間重複がないもの、下段は期間重複があるものを示す。

# 厚生年金等の旧台帳記録（約１４６６万件）に係る調査について現状と今後の対応

○　厚生年金等旧台帳（1466万件（船員保険旧台帳36万件を含む））とは

昭和29年以前に厚生年金等の資格を喪失し、昭和32年時点で現存被保険者でなかった者の記録について、オンライン化を行わずにマイクロフィルム化して保管しているもの。

○　これまでの取組み

①厚生年金等の旧台帳の氏名・生年月日と基礎年金番号の氏名・生年月日とを突き合わせた結果、約68万件が一致。
②この約68万人の方に郵便でお知らせ（グレー便）をし、うち約58万人から葉書で電話番号・連絡先の返送があり、うち約44万人の方についてご本人の記録であると確認ができた。

○　今後の取組み

基礎年金記録との突合せで一致しなかった記録について、住基ネットと照合した結果、約7万件が「生存者」、約21万件が「5年以内の死亡者」と一致。

生存者と一致した約7万件について対応を検討。

## ● 厚生年金等の旧台帳記録（約１４６６万件）全体像

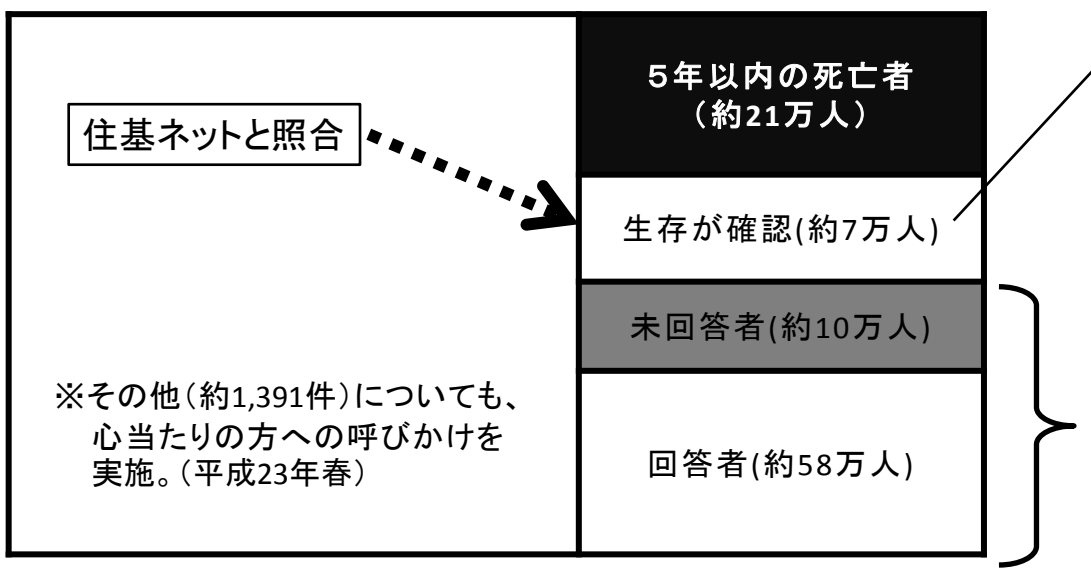


【住基ネットと突合せをした結果、氏名・生年月日が一致した生存者】

→　サンプル調査を実施した上で実施方針を策定する。

【グレー便送付対象者】

→　送付対象者約68万人のうち、未回答者約10万人に対し、平成23年春に実施する特別便等の未回答者・未着者への呼びかけの際に、勧奨を行う。

別紙３

# 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録に係るサンプル調査の実施結果について

## Ⅰ．調査の趣旨等

（→　別添１、２参照）

## Ⅱ．本人調査の実施結果

○　調査対象者数：　２，０００人　（受給者１，５００人、受給者以外５００人）

（注）受給者・受給者以外の別は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

### １．調査を実施した上記２，０００人の状況

＊　（　　）内は、上記２，０００人に対する割合

| | | |
|---|---|---|
| ① | 面談調査を行うことができた | １，３３５人（６６．８％） |
| ② | 調査対象者が死亡 | ３４人　（１．７％） |
| ③ | 調査対象者の住所が不明 | ７９人　（４．０％） |
| ④ | 調査対象者の入院などにより面談が困難 | １１３人　（５．７％） |
| ⑤ | 戸別訪問を繰り返し試みたが、調査対象者が不在 | ２４２人（１２．１％） |
| ⑥ | 調査に応じていただけなかった | １４１人　（７．１％） |
| ⑦ | 脱退手当金の支給が取り消され、脱退手当金の支給対象期間が支給対象外期間に訂正されていた | ２１人　（１．１％） |
| ⑧ | 脱退手当金の支給日前の厚生年金加入期間がすべて脱退手当金支給対象期間となっていた | ３５人　（１．８％） |

（注）上記⑦及び⑧のケースは、調査対象者を抽出した際のデータとのタイムラグにより生じたもの。

## 2. 面談調査を行うことができた上記1，335人の調査結果

＊　（　　）内は、上記1，335人に対する割合

### （1）実際に脱退手当金の支給を受けたか

① 支給を受けた　933人（69．9%）

② 支給を受けていない　143人（10．7%）

③ 覚えていない　259人（19．4%）

（注）上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

### （2）上記（1）の回答が①（支給を受けた）であった方（933人）の状況

ア．どのように脱退手当金の支給を受けたか

① 自分で請求して直接支給を受けた　439人（32．9%）

② 事業所を通じて支給を受けた　331人（24．8%）

③ 覚えていない　163人（12．2%）

（注）上記①には「たぶん自分で請求して直接支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて支給を受けたと思う」との回答があったケースを含む。

イ．上記ア．の回答が②（事業所を通じて支給を受けた）であった方の回答

a．脱退手当金の請求や受取りについて委任状を書いたか

① 委任状を書いた　24人（1．8%）

② 委任状は書いていない　106人（7．9%）

③ 覚えていない　201人（15．1%）

（注）上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

b. 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の支給対象外となっている加入期間がある理由や経緯について心当たりがあるか

① ある　　330人（24．7%）

＊　主な回答

- 支給対象外期間について、加入していたことを知らなかった（加入していたかどうか覚えていなかった）。
- アルバイトやパートであったこと、短期間の勤務であったことから加入していたと思っていなかった。
- 被保険者証を持っていなかったため、再就職の際に新たな番号で加入したなど、別の番号で加入していた。
- 再就職の際、会社に前の加入歴（番号）を伝えなかった。
- 脱退手当金の手続きを会社が行ったため、担当者は支給対象外期間のことが分からなかった（と思う）。
- 支給対象外期間については年金請求手続きや年金相談の際など後から判明した。
- 脱退手当金の請求手続きの際に、支給対象となっている期間についてのみ手続きをした。
- 全ての加入期間を含めて支給されるという制度を知らなかった。

② ない　　603人（45．2%）

c. 心当たりがある場合、手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている　　9人（0．9%）

＊　持っている資料として提示のあったもの

- 厚生年金保険被保険者証
- 年金手帳
- 脱退手当金支給決定通知書
- 厚生年金被保険者期間回答書（旧姓での被保険者期間の照会への回答）

② 持っていない　　923人（69．1%）

（3）上記（1）の回答が②（支給を受けていない）であった方（143人）の状況

ア．退職時に、事業所から退職金などの一時金の支給を受けたか

① 支給を受けた　28人（2．1%）

② 支給を受けていない　92人（6．9%）

③ 覚えていない　23人（1．7%）

（注）上記①には「たぶん支給を受けたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん支給を受けていないと思う」との回答があったケースを含む。

イ．脱退手当金以外の社会保険の給付（傷病手当金、出産育児一時金など）について、事業所を通じて受け取ったことがあるか

① 事業所を通じて受け取ったことがなかった　111人（8．3%）

② 事業所を通じて受け取ったことがある　5人（0．4%）

③ 覚えていない　27人（2．0%）

（注）上記①には「たぶん事業所を通じて受け取ったことはなかったと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん事業所を通じて受け取ったことがあると思う」との回答があったケースを含む。

ウ．上記イ．の回答が②（事業所を通じて受け取ったことがある）であった方が、当該給付の請求や受取りについて委任状を書いたか

① 委任状を書いた　0人（0．0%）

② 委任状は書いていない　3人（0．2%）

③ 覚えていない　0人（0．0%）

（注）上記①には「たぶん委任状を書いたと思う」との回答があったケースを含み、上記②には「たぶん委任状は書いていないと思う」との回答があったケースを含む。

エ．当時の事情を確認する手がかりとなるような資料を持っているか

① 持っている　3人　（0．2%）

＊　持っている資料として提示のあったもの

・　厚生年金保険被保険者証（㊙表示あり2人、㊙表示なし1人）

②　持っていない　　140人（10．5%）

オ．記録回復の申立てを行うか

①　行う　　73人（5．5%）

②　行わない　　38人（2．8%）

③　考えさせてほしい　　32人（2．4%）

## Ⅲ．事業所調査の実施結果

脱退手当金の支給を受けていないとの回答があった場合であって、①脱退手当金の支給対象期間に係る事業所が現存している場合、又は②事業所は現存していないが、調査対象者から当時の経緯を知っている可能性のある関係者について連絡先を含む具体的な情報が得られた場合において、事業所調査を実施することとした。

ただし、今回の調査では、結果として②に該当する事案はなく、①に該当する事案について調査を行った。

○　調査対象件数：　22件（すべて事業所が現存）

○　上記22件の調査結果

①　事業所の担当者と面談できた　　4件

＊　主な回答内容

・従業員に対する脱退手当金の説明、脱退手当金の請求手続きは行っていなかった。関係資料はない。退職金は支給していなかったと思う。

・脱退手当金の事務取扱いについては覚えていない。他に当時の事情を知っている人もいない。退職金を支給していたかどうかについても分からない。

・脱退手当金の事務処理については分からない。関係資料はない。退職金は支給していなかったと思う。
・現在、当時の事情を知っている担当者がいないためわからない。

② 事業所から書面で回答を頂いた　　3件

＊　主な回答内容

・脱退手当金に関すること、退職金に関することについては分からない。
・脱退手当金に関することはわからない。退職金は支給していた。
・当時の事情は分からない。

③ 本人調査で情報提供のあった関係者に対して電話による聴取を行った　2件

＊　主な回答内容

・本人調査の対象となった者の名前は聞いたことがあるように思うが、事務を担当していなかったので脱退手当金に関する質問事項は分からない。現在は事務を担当していた者はいない。当時退職金はなかったと思う。
・本人に電話連絡したが、要領を得た回答が得られなかった。

④ 調査に応じて頂けなかった　　13件

＊　主な回答内容

・当時の資料は残っていない、また、当時の状況を知っている人がいないため協力しようがない。
・当時の社員は全員退職してしまっている。

別添１

# 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録に係るサンプル調査について

１．調査の趣旨

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（以下「該当記録」という。）について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われていたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。

２．調査方法

（１）　調査対象

○　該当記録（約１９万件（別紙２参照））から、２，０００件（受給者１５，００件、受給者以外５００件）のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

（２）　調査方法

①　本人調査（本人居住地管轄年金事務所において実施）

・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。

・ 聞き取り調査における主な質問事項は以下のとおり。

ア　実際に脱退手当金の支給を受けたかどうか

イ　上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答の場合

→　脱退手当金対象外の被保険者期間が残った原因についての手がかりとなるような情報について（当該脱退手当金請求時の経緯など）

ウ　上記アで、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合

→　そのような記録となった原因についての手がかりとなるような情報について（退職金の受給状況、当時の事情を知っている可能性のある事業所関係者の情報、被保険者証等の関係資料の有無など）

・ 本人調査の結果は、各年金事務所から機構本部に報告させる。

② 事業所調査（事業所管轄年金事務所において実施）

・ 本人調査において、脱退手当金の支給を受けていないとの回答の場合であって、(ｱ) 事業所が現存している場合、又は（ｲ）事業所は現存していないが、本人から当時の事情を知っている可能性がある事業所関係者の情報が聴取できた場合においては、事業所に対して調査を実施。

・ 当該調査においては、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたかなど、当時の事情について事業所関係者から聴取するとともに、関係資料が残されていないかについて調査を行う。

別添２

# 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録の抽出について

１．抽出作業の趣旨

○　本来、脱退手当金を支給する際には、支給日より前のすべての厚生年金被保険者期間を計算の基礎とすることとされている。

○　しかしながら、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の計算の基礎とされていない事例があることが指摘されているところ。

○　今回、こうした事例の実態調査を行うための基礎データを得るため、厚生年金被保険者記録から当該事例に該当する記録を抽出する作業を行った。

２．抽出方法

○　オンライン上の厚生年金被保険者記録（注）から、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が脱退手当金の支給日より前にある記録（以下「該当記録」という。）を抽出。

（注）作業期間の短縮のため、旧社会保険庁においてオンライン上の被保険者記録等を解析サーバに取り込んだデータ（平成 20 年 5 月時点のもの）を使用。

３．抽出結果

○　該当記録の件数　：　　１９１，６９９件

（うち、男性　１０，９０１件
　　女性　１８０，７９８件）

年金受給状況別・男女別内訳　　（単位：件）

| | 男　性 | 女　性 | 計 |
|---|---|---|---|
| 受給者 | １，０２０ | １３５，７８５ | １３６，８０５ |
| 受給者以外 | ９，１００ | ３７，３２５ | ４６，４２５ |
| 死亡者 | ７８１ | ７，６８８ | ８，４６９ |
| 合　　計 | １０，９０１ | １８０，７９８ | １９１，６９９ |

※ 受給状況・死亡状況は、平成 20 年 12 月現在の基礎年金番号ファイルの状況を反映。

（参考）脱退手当金の裁定総件数（昭和 21 年度～平成 19 年度）：６４４万件

（参　考　1）オンライン記録上の脱退手当金の支給日の時期別

| 質問事項 | 昭和29年4月以前<br>（33人） | 昭和29年5月<br>～昭和36年10月<br>（156人） | 昭和36年11月<br>～昭和43年12月<br>（620人） | 昭和44年1月<br>～昭和61年3月<br>（506人） | 昭和61年4月以降<br>（19人） | 合　計<br>（1,335人） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （1）実際に脱手の支給を受けたか | | | | | | |
| ①受けた | 13人（39.4%） | 84人（53.8%） | 425人（68.5%） | 393人（77.7%） | 17人（89.4%） | 933人（69.9%） |
| ②受けていない | 4人（12.1%） | 29人（18.6%） | 65人（10.5%） | 43人（ 8.5%） | 1人（ 5.3%） | 142人（10.6%） |
| ③覚えていない | 16人（48.5%） | 43人（27.6%） | 130人（21.0%） | 70人（13.8%） | 1人（ 5.3%） | 260人（19.5%） |
| （2）上記（1）の回答が①であった方の状況 | | | | | | |
| ア．どのように脱手の支給を受けたか | | | | | | |
| ①自分で請求 | 1人（ 3.0%） | 26人（16.7%） | 183人（29.5%） | 211人（41.7%） | 17人（89.4%） | 439人（32.9%） |
| ②事業所を通じて | 9人（27.3%） | 44人（28.2%） | 165人（26.6%） | 113人（22.3%） | 0人（ 0.0%） | 331人（24.8%） |
| ③覚えていない | 3人（ 9.1%） | 14人（ 9.0%） | 77人（12.4%） | 69人（13.6%） | 0人（ 0.0%） | 163人（12.2%） |
| イ．上記ア．の回答が②であった方の回答 | | | | | | |
| a．委任状を書いたか | | | | | | |
| ①書いた | 0人（ 0.0%） | 1人（ 0.6%） | 14人（ 2.3%） | 9人（ 1.8%） | － | 24人（ 1.8%） |
| ②書いていない | 2人（ 6.1%） | 18人（11.5%） | 50人（ 8.1%） | 36人（ 7.1%） | － | 106人（ 7.9%） |
| ③覚えていない | 7人（21.2%） | 25人（16.0%） | 101人（16.3%） | 68人（13.4%） | － | 201人（15.1%） |
| b．理由や経緯に心当たりがあるか | | | | | | |
| ①ある | 3人（ 9.1%） | 25人（16.0%） | 160人（25.8%） | 135人（26.7%） | 7人（36.8%） | 330人（24.7%） |
| ②ない | 10人（30.3%） | 59人（37.8%） | 265人（42.7%） | 258人（51.0%） | 10人（52.6%） | 603人（45.2%） |
| c．心当たりがある場合、資料を持っている | | | | | | |
| ①持っている | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | 6人（ 1.0%） | 4人（ 0.8%） | 0人（ 0.0%） | 10人（ 0.7%） |
| ②持っていない | 3人（9.1%） | 25人（16.0%） | 154人（24.8%） | 131人（75.9%） | 7人（36.8%） | 320人（24.0%） |
| （3）上記（1）の回答が②であった方の状況 | | | | | | |
| ア．退職時に退職金等の支給を受けたか | | | | | | |
| ①受けた | 0人（ 0.0%） | 6人（ 3.8%） | 14人（ 2.3%） | 8人（ 1.6%） | 0人（ 0.0%） | 28人（ 2.1%） |
| ②受けていない | 4人（12.1%） | 20人（12.8%） | 39人（ 6.3%） | 28人（ 5.5%） | 0人（ 0.0%） | 91人（ 6.8%） |
| ③覚えていない | 0人（ 0.0%） | 3人（ 1.9%） | 12人（ 1.9%） | 7人（ 1.4%） | 1人（ 5.3%） | 23人（ 1.7%） |
| イ．脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか | | | | | | |
| ①ない | 4人（12.1%） | 26人（16.7%） | 49人（ 7.9%） | 32人（ 6.3%） | 0人（ 0.0%） | 111人（ 8.3%） |
| ②ある | 0人（ 0.0%） | 1人（ 0.6%） | 2人（ 0.3%） | 2人（ 0.4%） | 0人（ 0.0%） | 5人（ 0.4%） |
| ③覚えていない | 0人（ 0.0%） | 2人（ 1.3%） | 14人（ 2.3%） | 9人（ 1.8%） | 1人（ 5.3%） | 26人（ 1.9%） |
| ウ．上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか | | | | | | |
| ①書いた | － | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | － | 0人（ 0.0%） |
| ②書いていない | － | 1人（ 0.6%） | 1人（ 0.2%） | 1人（ 0.2%） | － | 3人（ 0.2%） |
| ③覚えていない | － | 0人（ 0.0%） | 1人（ 0.2%） | 1人（ 0.2%） | － | 2人（ 0.1%） |
| エ．資料を持っているか | | | | | | |
| ①持っている | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | 3人（ 0.5%） | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | 3人（ 0.2%） |
| ②持っていない | 4人（12.1%） | 29人（18.6%） | 62人（10.0%） | 43人（ 8.5%） | 1人（ 5.3%） | 139人（10.4%） |
| オ．記録回復の申立てを行うか | | | | | | |
| ①行う | 1人（ 3.0%） | 14人（ 9.0%） | 31人（ 5.0%） | 27人（ 5.3%） | 0人（ 0.0%） | 73人（ 5.5%） |
| ②行わない | 3人（ 9.1%） | 7人（ 4.5%） | 16人（ 2.6%） | 11人（ 2.2%） | 0人（ 0.0%） | 37人（ 2.8%） |
| ③考えさせてほしい | 0人（ 0.0%） | 8人（ 5.1%） | 18人（ 2.9%） | 5人（ 1.0%） | 1人（ 5.3%） | 32人（ 2.4%） |

（参　考　2）受給者・受給者以外別

| 質問事項 | 受給者<br>（1,045人） | 受給者以外<br>（290人） | 合　計<br>（1,335人） |
|---|---|---|---|
| （1）実際に脱手の支給を受けたか | | | |
| ①受けた | 713人（68.2%） | 220人（75.9%） | 933人（69.9%） |
| ②受けていない | 114人（10.9%） | 28人（ 9.7%） | 142人（10.6%） |
| ③覚えていない | 218人（20.9%） | 42人（14.4%） | 260人（19.5%） |
| （2）上記（1）の回答が①であった方の状況 | | | |
| ア．どのように脱手の支給を受けたか | | | |
| ①自分で請求 | 322人（30.8%） | 117人（40.3%） | 439人（32.9%） |
| ②事業所を通じて | 273人（26.1%） | 58人（20.0%） | 331人（24.8%） |
| ③覚えていない | 118人（11.3%） | 45人（15.5%） | 163人（12.2%） |
| イ．上記ア．の回答が②であった方の回答 | | | |
| a．委任状を書いたか | | | |
| ①書いた | 20人（ 1.9%） | 4人（ 1.4%） | 24人（ 1.8%） |
| ②書いていない | 90人（ 8.6%） | 16人（ 5.5%） | 106人（ 7.9%） |
| ③覚えていない | 163人（ 15.6%） | 38人（13.1%） | 201人（15.1%） |
| b．理由や経緯に心当たりがあるか | | | |
| ①ある | 249人（23.8%） | 81人（27.9%） | 330人（24.7%） |
| ②ない | 464人（44.4%） | 139人（47.9%） | 603人（45.2%） |
| c．心当たりがある場合、資料を持っている | | | |
| ①持っている | 9人（ 0.9%） | 0人（ 0.0%） | 10人（ 0.7%） |
| ②持っていない | 240人（23.0%） | 81人（27.9%） | 320人（24.0%） |
| （3）上記（1）の回答が②であった方の状況 | | | |
| ア．退職時に退職金等の支給を受けたか | | | |
| ①受けた | 21人（ 2.0%） | 7人（ 2.4%） | 28人（ 2.1%） |
| ②受けていない | 75人（ 7.2%） | 16人（ 5.5%） | 91人（ 6.8%） |
| ③覚えていない | 18人（ 1.7%） | 5人（ 1.7%） | 23人（ 1.7%） |
| イ．脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか | | | |
| ①ない | 90人（ 8.6%） | 21人（ 7.2%） | 111人（ 8.3%） |
| ②ある | 4人（ 0.4%） | 1人（ 0.3%） | 5人（ 0.4%） |
| ③覚えていない | 20人（ 1.9%） | 6人（ 2.1%） | 26人（ 1.9%） |
| ウ．上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか | | | |
| ①書いた | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） |
| ②書いていない | 2人（ 0.2%） | 1人（ 0.3%） | 3人（ 0.2%） |
| ③覚えていない | 2人（ 0.2%） | 0人（ 0.0%） | 2人（ 0.1%） |
| エ．資料を持っているか | | | |
| ①持っている | 2人（ 0.2%） | 1人（ 0.3%） | 3人（ 0.2%） |
| ②持っていない | 112人（10.7%） | 27人（ 9.3%） | 139人（10.4%） |
| オ．記録回復の申立てを行うか | | | |
| ①行う | 58人（5.6%） | 15人（ 5.2%） | 73人（ 5.5%） |
| ②行わない | 31人（3.0%） | 6人（ 2.1%） | 37人（ 2.8%） |
| ③考えさせてほしい | 25人（2.4%） | 7人（ 2.4%） | 32人（ 2.4%） |

（注）受給者・受給者以外の別は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況による。

（参　考　3）男女別

| 質問事項 | 男性<br>（15人） | 女性<br>（1,320人） | 合　計<br>（1,335人） |
|---|---|---|---|
| （1）実際に脱手の支給を受けたか | | | |
| ①受けた | 9人（60.0%） | 924人（70.0%） | 933人（69.9%） |
| ②受けていない | 1人（ 6.7%） | 141人（10.7%） | 142人（10.6%） |
| ③覚えていない | 5人（33.3%） | 255人（19.3%） | 260人（19.5%） |
| （2）上記（1）の回答が①であった方の状況 | | | |
| ア．どのように脱手の支給を受けたか | | | |
| ①自分で請求 | 8人（53.3%） | 431人（32.7%） | 439人（32.9%） |
| ②事業所を通じて | 1人（ 6.7%） | 330人（25.0%） | 331人（24.8%） |
| ③覚えていない | 0人（ 0.0%） | 163人（12.3%） | 163人（12.2%） |
| イ．上記ア．の回答が②であった方の回答 | | | |
| a．委任状を書いたか | | | |
| ①書いた | 0人（ 0.0%） | 24人（ 1.8%） | 24人（ 1.8%） |
| ②書いていない | 0人（ 0.0%） | 106人（ 8.0%） | 106人（ 7.9%） |
| ③覚えていない | 1人（ 6.7%） | 200人（15.2%） | 201人（15.1%） |
| b．理由や経緯に心当たりがあるか | | | |
| ①ある | 3人（20.0%） | 327人（24.8%） | 330人（24.7%） |
| ②ない | 6人（40.0%） | 597人（45.2%） | 603人（45.2%） |
| c．心当たりがある場合、資料を持っている | | | |
| ①持っている | 0人（ 0.0%） | 9人（ 0.7%） | 10人（ 0.7%） |
| ②持っていない | 3人（20.0%） | 318人（24.1%） | 320人（24.0%） |
| （3）上記（1）の回答が②であった方の状況 | | | |
| ア．退職時に退職金等の支給を受けたか | | | |
| ①受けた | 0人（ 0.0%） | 28人（ 2.1%） | 28人（ 2.1%） |
| ②受けていない | 1人（ 6.7%） | 90人（ 6.8%） | 91人（ 6.8%） |
| ③覚えていない | 0人（ 0.0%） | 23人（ 1.7%） | 23人（ 1.7%） |
| イ．脱手以外の社会保険給付を事業所を通じて受け取ったことがあるか | | | |
| ①ない | 1人（ 6.7%） | 110人（ 8.3%） | 111人（ 8.3%） |
| ②ある | 0人（ 0.0%） | 5人（ 0.4%） | 5人（ 0.4%） |
| ③覚えていない | 0人（ 0.0%） | 26人（ 2.0%） | 26人（ 1.9%） |
| ウ．上記イの回答が②であった方が、委任状を書いたか | | | |
| ①書いた | － | 0人（ 0.0%） | 0人（ 0.0%） |
| ②書いていない | － | 3人（ 0.2%） | 3人（ 0.2%） |
| ③覚えていない | － | 2人（ 0.2%） | 2人（ 0.1%） |
| エ．資料を持っているか | | | |
| ①持っている | 0人（ 0.0%） | 3人（ 0.2%） | 3人（ 0.2%） |
| ②持っていない | 1人（ 6.7%） | 138人（10.8%） | 139人（10.4%） |
| オ．記録回復の申立てを行うか | | | |
| ①行う | 1人（ 6.7%） | 72人（10.5%） | 73人（ 5.5%） |
| ②行わない | 0人（ 0.0%） | 37人（ 2.8%） | 37人（ 2.8%） |
| ③考えさせてほしい | 0人（ 0.0%） | 32人（ 2.4%） | 32人（ 2.4%） |